

京 都 大 学 大 学 院 薬 学 研 究 科 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
第 1 専攻	第 1 専攻
第 1 条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。 薬科学専攻  <u>創薬科学専攻</u> <u>生命薬科学専攻</u> <u>医療薬科学専攻</u> 医薬創成情報科学専攻 (中 略)	第 1 条 (同 左)  薬科学専攻 <u>薬学専攻</u>  医薬創成情報科学専攻
第 1 0 条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程又は博士後期課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。	第 1 0 条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数は、研究科会議の議を経て、それぞれ修士課程、 <u>博士後期課程又は博士課程</u> の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。
(1)～(3) } 第 1 1 条 } (略) 第 1 2 条 }	(1)～(3) } 第 1 1 条 } (同 左) 第 1 2 条 }
第 1 3 条 修士課程及び博士後期課程の修了の認定は、研究科会議で行う。	第 1 3 条 修士課程、 <u>博士後期課程及び博士課程</u> の修了の認定は、研究科会議で行う。
第 1 4 条 通則第 5 7 条の規定により学位を得ようとする者は、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士後期課程を終えた者と同等以上の学識を有することの確認を受けなければならない。	第 1 4 条 通則第 5 7 条の規定により学位を得ようとする者は、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、大学院の博士後期課程 <u>又は博士課程</u> を終えた者と同等以上の学識を有することの確認を受けなければならない。
第 1 5 条 } 2 } (略) 3	第 1 5 条 } 2 } (同 左) 3
3 前条に規定する者に係る博士論文の審査及び試験は、大学院の博士後期課程における論文の審査及び試験と同一の手続による。	3 前条に規定する者に係る博士論文の審査及び試験は、大学院の博士後期課程 <u>及び博士課程</u> における論文の審査及び試験と同一の手続による。
第 1 6 条 本研究科の博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、通則第 5 7 条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条第 1 項に規定する学識の確認のための試問を免除することができる。	第 1 6 条 本研究科の博士後期課程に所定の年限在学し、必要な研究指導を受けて退学した者 <u>又は本研究科の博士課程に所定の年限在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けて退学した者</u> が、通則第 5 7 条の規定により学位の授与を申請したときは、研究科会議の議を経て、前条第 1 項に規定する学識の確認のための試問を免除することができる。
(後 略)	附 則 1 この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。 2 創薬科学専攻、生命薬科学専攻及び医療薬科学専攻は、改正後の第 1 条の規定にかかわらず、平成 2 3 年度以前に当該専攻に入学した者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。